

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

兵庫県 最低賃金

令和5年
10月1日 から
時間額

1,001円

前年比
41円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
兵庫労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



兵庫労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成